令和4年度

四日市市地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金 募 集 の ご 案 内

地域の文化遺産の保存・継承支援事業とは・・・

文化財指定の有無に関わらず、伝統的な文化行事等や郷土資料を保存・継承することで、郷土に対する理解と愛着を深め、市民文化の向上と発展に資することを目的に、伝統的な文化行事等の担い手育成や、用具類の更新、収蔵施設の修繕に対して支援を行います。

ぜひ、ご活用ください。

●募集期間

令和4年度予算額に達するまで、随時受け付けます。 交付状況について下記問い合わせ先までご確認のうえご申請ください。

- ●提出先 各地区市民センターに直接書類を提出してください。 市役所ホームページ (https://www.city.yokkaichi.lg.jp) からもダウン ロードできます。
- 問い合わせ先 四日市市役所 9階 文化課 (TEL 059-354-8239)

申請手続きの流れ

		T	
	申請者		文化課
①申請	補助金交付申請書 事業計画書 収支予算書 など	\rightarrow	随時申請受付 書類·現地審査
	受取	←	審查結果 補助金交付決定通知書
概算払い	補助金請求書	\rightarrow	受付
	指定の口座へ振込	←	支払
②実績報告	補助金実績報告書 活動報告書 収支決算書 領収書 写真	\rightarrow	受付 審査
	受取	←	補助金確定通知書
③ 請 求	補助金請求書	\rightarrow	受付
	振込	←	支払

令和4年度

四日市市地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金 募集要項

1. 地域の文化遺産の保存・継承支援事業とは

本市には、文化財指定の有無に関わらず、獅子舞や鯨船といった伝統的な文化行事や民俗行事 (以下、「伝統的な文化行事等」という)が数多く大切に継承されており、これらは本市の文化 力を支える大きな魅力となっています。

このような伝統的な文化行事等や郷土資料を保存・継承することで、市民の郷土に対する理解 と愛着を深めるとともに市民文化の向上と発展に資することを目的に、伝統的な文化行事等の担 い手育成や、用具類等の更新及び保管施設の修繕等を行う事業を対象に、その経費の一部につい て補助金を交付します。

2. 支援の対象となる団体

この補助金の対象者は、四日市市内の伝統的な文化行事等を担う地域住民主体の団体です。 なお、政治、宗教、営利を主たる目的として活動する団体は補助の対象としません。

3. 支援の対象となる事業

この補助金の対象となる事業は、団体が自ら企画して四日市市内で開催される下記に該当するものです。

(1) 伝統的な文化行事等(※) の担い手育成等に関する事業

笛の吹き方や踊りなどの実技習得教室等の担い手育成(団体が定例的に行う練習は支援の対象外です)、及び担い手育成につながる発表会等の普及啓発活動などに必要となる経費の一部を補助します。

(2)伝統的な文化行事等の保存・継承に関する事業

①地域の伝統的な文化行事等の用具類等の更新(新調や修繕)の一部を補助します。 ただし、伝統的な文化行事等が国・県・市の指定文化財の場合は、この補助金の対象としません。

②地域の伝統的な文化行事等の用具類等や郷土資料を保管する施設の修繕等整備にかかる費用の一部を補助します。

ただし、伝統的な文化行事等の用具類自体が指定文化財の場合は、この補助金の対象としません。

*修繕等整備の対象は別表一覧のとおり。

なお、(1) (2) のいずれも、<u>事業実施時期は、補助の決定から令和5年3月31日まで</u>です。 また、**補助の決定前に着手・完了した事業は、補助金の交付対象外です。**

※この補助金において、「伝統的な文化行事等」とは、地域性と歴史性の両面の視点から次の すべてに該当する各地域に伝わる伝統的な文化行事及び民俗芸能のことです。

- ① 地域由来の行事であること。
- ② 地域住民の発意によって実施されるものであること。
- ③ 地域住民のよりどころとなるものであること。
- ④ 行事の創始時期が昭和20年8月以前であること。
- ⑤ 今後継続する見込みがあること。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象としません。

- (1) 専ら営利を目的とする事業
 - ※入場料や材料費等を徴収するなど、一部に収入があっても営利目的ではない公益的な事業 と認められる場合は補助の対象となります。
- (2) 政治活動を目的とする事業
- (3) 宗教活動を目的とする事業
- (4) 大会等に参加することが目的の事業

なお、他に国や県及び市など公共的な補助金等の交付がある場合は、その補助額は、補助対象 経費から除くものとします。

4. 補助制度の概要

(1)補助対象経費および補助金額

補助の対象となる経費は、「3. 支援の対象となる事業」の実施にあたり直接必要となる経費とします。

ただし、交際費、食糧費および使途が明らかでない経費については対象となりません。 *下表一覧をご参照ください。

区分	補助対象事業	補助対象事業の 内容	補助対象経費	補助率及び 補助上限額
伝統的な文化行	担い手育成等につながる事業	実技習得教室等の 開催	報償費、旅費(費 用弁償)、需用費 (消耗品費、印 刷製本費)、役務 費、委託料、使 用料及び賃借料	補助対象経費 の 1/2 以内 上限 20 万円 (千円未満 切り捨て)
事等の担い手育 成等に関する事 業		発表会及び展覧 会・シンポジウム の開催等普及啓発 活動		
伝統的な文化行	伝統的な文化行事等 に欠かせない用具類 の更新	用具類の新調や修繕	報償費、旅費(費 用弁償)、需用費 (消耗品費)、役 務費、委託料及 び備品購入費	補助対象経費 の 1/4 以内 上限 40 万円 (千円未満 切り捨て)
事等の保存・継承に関する事業	伝統的な文化行事等 に欠かせない用具類 及び郷土資料の保管 施設の修繕等整備	別表のとおり	報償費、旅費(費 用弁償)、需用費 (消耗品費)、役 務費、委託料、 使用料及び賃借 料、工事請負費 及び備品購入費	

区分	内容		
保管施設の耐久性を高めるため の修繕等整備	①基礎、土台、外壁、柱、庇、屋根、樋、床、内壁、天井等 の修繕工事等 ②外部塗装工事等 ③建物のかさ上げ工事等又は床を高くする工事等 ④その他耐久性を高めるため必要な工事等の修繕等整備		
保管施設の防災上又は安全上必要な修繕等整備	1(4)外壁を防火構造にする等防火性能を高める工事等		
保管施設の収蔵物を保存する環境を良好にするための修繕等整備	①建具の取替工事等 ②温湿度を適正にする空調設備の設置、更新等の工事等 ③直射日光が当たらないようにするための工事等 ④屋外の給排水工事等 ⑤その他収蔵物を保存する環境を良好にするための工事等 の修繕等整備		
保管施設における閲覧環境を良 好にするための修繕等整備	①間取の変更等の模様替を行う工事等 ②棚やケースの設置や変更等の模様替を行う工事等 ③照度を適正にする照明器具の設置、更新等の工事等 ④スロープ、手すり、点字ブロック等の設置、取替等利用者 の利便性を高めるための工事等 ⑤その他閲覧環境を良好にするための工事等の修繕等整備		

(2) 申請に必要な書類と提出先

- ①四日市市地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- *各地区市民センターへ提出してください。
- *提出いただいた書類については、その記載内容に関して問い合わせをすることがありますので、必ず写しを取り、保管してください。

(3)審査の方法および結果の通知

書類による審査と、必要に応じて現地確認によって審査を行います。 審査が終わり次第、各団体へ結果を連絡します。

(4)補助金の交付

補助金は2回に分けてお支払いできます。

◆概算払い

補助金交付決定通知書の交付後、補助金請求書に基づき、決定額の2/3の範囲内でお支払いできます。ただし、補助決定事業が中止になった場合や、事業内容・支出経費等に変

更があった場合は、全部または一部を返還していただく場合があります。

また、支出経費に変更があり、補助対象経費や交付決定を受けた補助金額に変更が生じる場合や、事業計画に変更が生じた場合には、変更申請の提出が必要となります。ただし、補助金額については交付決定額を上回る変更申請はできません。

◆精算払い

実績報告書等の審査を経て補助金の額を確定します。補助金確定通知書の交付後、補助金請求書に基づきお支払いします。

(5) 実績報告書の提出

補助を受けた団体は、事業終了後30日以内もしくは、令和5年3月31日のいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。

- ① 補助金実績報告書
- ② 事業報告書
- ③ 収支決算書
- ④ 領収書(コピー可)*申請団体の名称と使途が明記されたものに限ります。
- ⑤ 事業の経過や成果を示す書類や写真など

(6) 申請受付

令和4年度予算額に達成するまで、随時受け付けます。 ただし、申請できる事業は、令和5年3月31日までに完了するものに限ります。

(7)情報の公開

提出いただいた申請書類は、情報公開の対象となります。また、補助の対象となった場合の実績報告書等の書類も公開の対象となりますので、ご承知おきください。

(8) お問い合わせ先

四日市市役所 9階 文化課

TEL 354-8239 FAX 354-4873

Eメール: bunka@city.yokkaichi.mie.jp